

4 その他の待遇

（有・無のどちらかに○。有の場合は、待遇内容、待遇の性質・目的、考慮した事項を記入してください。）

番号	制度名	有・無	待遇内容	待遇の性質・目的	考慮した事項
1	出張手当	有・無			
2	食事手当	有・無			
3	地域手当	有・無			
4	役職手当	有・無			
5	特殊作業手当	有・無			
6	特殊勤務手当	有・無			
7	精皆勤手当	有・無			
8	法定割増率以上の 時間外労働手当	有・無			
9	法定割増率以上の 深夜及び休日労働手当	有・無			
10	無事故手当	有・無			
11	慶弔休暇	有・無			
12	健康診断に伴う 勤務免除及び有給	有・無			
13	病気休暇	有・無			
14	夏季休暇	有・無			
15	冬季休暇	有・無			
16	褒章	有・無			
17	教育訓練	有・無			
18	安全管理に関する 措置及び給付	有・無			
19	退職手当	有・無			
20	住宅手当	有・無			
21	家族手当	有・無			
22	食堂	有・無			
23	休憩室	有・無			
24	更衣室	有・無			
25	その他の制度	有・無			

※枠内に記載できない場合は別紙（任意）に記載してください。

シルバー派遣を利用されるみなさまへ

同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

令和8年10月1日より、労働者派遣法および同一労働同一賃金ガイドラインが改正され、派遣労働者のさらなる待遇改善に向けたルールが適用されます。
派遣労働者から待遇の相違やその理由について説明を求められた場合、派遣元には丁寧な説明を行う義務が強化されています。

シルバー派遣では

派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

待遇情報の提供をお願いします

派遣労働者の待遇を決めるために、みなさまから待遇に係る情報を提供していただくこととなります。（詳しくは裏面をご覧ください。）
令和8年10月の法改正により、派遣元から派遣労働者への待遇差に関する説明義務が強化されました。
そのため、『待遇の性質・目的』や『待遇決定に当たって考慮した事項』について、より詳細かつ具体的な情報提供をお願いいたします。

- ※ 派遣先から情報提供が無い場合、労働者派遣契約を結べません。【法第26条第9項】
※ 提供された待遇情報は守秘義務の対象になっています。【法第24条の4】

労働者派遣契約を結ぶまでの流れ

1. 派遣先から「比較対象労働者」の待遇情報を提供していただきます。
【法第26条第7項・第10項】
- ↓
2. 派遣元は、提供された情報に基づき、派遣する労働者の待遇を検討・決定します。
【法第30条の3】
- ↓
3. 2で決定した待遇内容を踏まえて、派遣元と派遣先で料金等について交渉します。
【法第26条】
- ↓
4. 交渉が成立すれば、派遣先、派遣元との間で労働者派遣契約を締結します。
【法第26条第1項】